

熊本県中学校教育研究会国語部会表彰規定

第1条〔名称〕

本規定は熊本県中学校教育研究会国語部会表彰規定と称する。

第2条〔目的〕

本会の運営・発展に寄与し、貢献した者に対して表彰し、永くその栄誉をたたえる。

第3条〔選考組織〕

本会の会長及び会長が委嘱した若干名によって選考委員会を組織し、選考にあたる。

第4条〔対象者〕

会長……連続または通算して2年以上の者とする。

副会長……連続または通算して3年以上の者とする。

支部長……連続または通算して3年以上の者とする。

支部理事……連続または通算して3年以上の者とする。

事務局長……連続または通算して3年以上の者とする。

上記以外で本規定の目的に適合する働きがあったと思われる者については、支部から連絡・表彰申し込みがあった場合のみ選考委員会で検討する。

原則として表彰対象者は現役員を除くものとする。

第5条〔感謝状及び記念品〕

表彰者には感謝状及び記念品を贈呈するものとする。

第6条〔表彰時期〕

該当者は総会において表彰するものとする。

第7条〔記録〕

表彰者は表彰台帳に記載し、会報に掲載する。台帳は事務局に保管する。

第8条〔効力〕

本規定は平成11年4月1日より施行する。

第9条〔改正〕

本規定を変えるときは、役員会の決議承認を経なければならない。